

# 保護命令の申立対象となり得るDV被害者の方を対象に、 無料法律相談を開始しました(初回面談30分)。

福岡県弁護士会の相談予約電話番号

**0570-783-552** へお電話下さい。

夫婦・交際相手などからの暴力・脅迫等(DV)は、力や立場の差などを背景として、物理的な暴力から暴言・侮辱や経済的な締め付け、性的暴力等、様々な態様として表れる人権侵害です。その多くが、他人の目の届かない場所で継続的に繰り返されます。被害者は生命や身体に重大な危害を受けるおそれが高く、恐怖・不安・無力感に陥らされるなど、精神的にも加害者に支配され、こうした環境から脱することが困難になりがちです。子どもがDVを目撃する場合、その悪影響もはかり知れません。

DVは決して許されることではなく、あなたには、自分の尊厳と安全な生活を取り戻す権利があります。弁護士は、加害者への対応を行い、関係機関と連携して、あなたが安全な生活を取り戻せるよう支援します。まずはご相談下さい。


## \* 保護命令とは?

加害者に対し、接近の禁止や、住居からの退去などを命ずるものです。一定の要件をみたす場合は、未成年の子や親族などへの接近禁止命令も可能です。保護命令違反には、刑事罰も定められています。

## \* 無料相談の対象となる方とは?

配偶者から身体への暴力や脅迫を受け、さらなる暴力によって生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい方です。

また、配偶者から身体に対する暴力などを受けた後に離婚し、引き続き暴力を受ける方も含みます。 ※これらには事実婚も含まれます。



保護命令の対象とならないDVも深刻な人権侵害です。適切なアドバイスが望まれますので、早めに弁護士に相談されることをお勧めします(その場合は有料相談となります)。

